令和2年度第7回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和2年7月7日

担当部・課:福祉部子ども保育課[内線2528]

## ① 件 名

石巻市放課後児童クラブ利用負担金夏季休業期間加算額の減額について

# ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

# 【背景】

新型コロナウイルス感染症対策として、市内小中学校及び高等学校を、令和2年5月31日まで 臨時休業期間とし、6月1日から再開している。

その影響から、教育課程の再編成を行い、本年度の夏季休業期間は8月8日から同月19日までの12日間となり、放課後児童クラブもその期間中の平日に開設することとしている。

#### 【目的】

本年度の小学校夏季休業期間の短縮に伴い、放課後児童クラブの開設日数が冬季休業期間と同じ日数となることから、放課後児童クラブ利用負担金夏季休業期間加算額を減額し、利用児童保護者の負担軽減を図る。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

石巻市放課後児童クラブ条例(平成17年条例第146号) 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則(平成17年規則第94号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕】

# ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和2年5月25日 石巻市教育委員会において石巻市立小中学校の夏季休業期間を決定 6月12日 石巻市放課後児童クラブにおける夏季休業期間中の開設を決定 (利用負担金額については未定として利用児童の保護者へ通知) 夏季休業期間の利用申請及び休止届の受付

# ⑤ 主な内容

- 1 本年度夏季休業期間中の放課後児童クラブ開設日数 7日間(令和2年8月11日~14日、8月17日~19日)
- 2 利用負担金夏季休業期間加算額

2,000円(通常: $7/21\sim8/25$ )を500円(今年度: $8/8\sim8/19$ )に減額する。 ただし、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は、児童2人目以降の利用負担金夏季休業期間加算額を半額の250円とする。

3 利用負担金夏季休業期間加算額を500円とした理由 本年度夏季休業期間中の開設日数が、冬季休業期間(12月24日~1月7日の7日間)と同じ 日数となることを踏まえ、冬季休業期間加算額と同額とする。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

#### 【影響・効果】

放課後児童クラブ利用負担金夏季休業期間加算額を、開設日数を基に減額することで、利用児童 保護者の負担軽減を図る。

### 【市財政への負担】

歳入減見込額:1,474千円

(試算)

区分	全額負担(936人)	半額負担 (93人)	合 計
(減額後)加算額 500円	468,000 円	23, 250 円	491, 250 円
(通 常) 加算額 2,000 円	1,872,000円	93,000 円	1,965,000円
差額	▲1,404,000円	▲69,750円	▲1,473,750 円

#### (参考)

- ①放課後児童クラブ利用児童数:2,100人(6月1日現在。放課後児童クラブ数:48) うち同一世帯での複数利用で2人目以降(以下「兄弟利用」という。)の児童数:189人
- ②夏季休業期間利用割合:98%(令和元年度実績)
  - ①、②から、「・夏季休業期間利用児童数 1,911 人×98%=1,872 人 ・兄弟利用児童数 189 人×98%= 185 人

また、利用負担額が加算分を含め全額減免される、「生活保護受給世帯」、「市民税非課税世帯かつ、母子・父子世帯又は在宅障害児(者)を有する世帯」、「東日本大震災による減免対象世帯」の割合は50%となっているため、夏季休業期間の利用者における減免人数は以下のとおり。

・減免者

1,872 人×50%=936 人

し・減免者(兄弟利用) 185 人×50%= 92 人

以上から、夏季休業期間加算額の全額負担及び半額負担の児童数を算出する。

- 「·全額負担児童数 1,872 人 936 人 = <u>936 人</u>
- L・半額負担児童数 185 人- 92 人= 93 人

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村の夏季休業期間利用負担金の状況

自治体名	夏季休業期間利用負担金		
	通常時	本 年 度	
名取市	夏季休業期間加算 3,000 円	検討中	
岩沼市	夏季休業期間加算 2,000 円	検討中	

仙台市・大崎市・多賀城市・東松島市は加算額無し

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年7月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正 利用児童保護者宛て通知、市ホームページに掲載 利用決定通知書発送

8月 夏季休業期間加算額納付(月額利用額と併せて納付)

### 9 その他

令和2年4月~5月の小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ利用負担金の加算額については、 国からの通知に基づき徴収していない。